

平成29年度

第2回目黒区総合教育会議

会議録

(平成29年10月17日開催)

平成29年度第2回目黒区総合教育会議会議録

1 開催年月日 平成29年10月17日

2 開催場所 教育委員会室

3 出席者 目黒区長 青木英二
教育委員会教育長 尾崎富雄
教育委員会教育長職務代行者 笹尾敦夫
教育委員会委員 中山ひとみ
教育委員会委員 後藤幸子
教育委員会委員 櫻井道雄
企画経営部長 濱出直良
総務部長 関根義孝
文化スポーツ部長 上田広美
子育て支援部長 荒牧広志
教育次長 野口晃隆
政策企画課長 長崎隆
人権政策課長 千葉富美子
文化・交流課長 濱下正樹
スポーツ振興課長 山口英二郎
オリンピック・パラリンピック推進課長 佐藤智彦
子育て支援課長 篠崎省三
子ども家庭課長 高雄幹夫
教育政策課長 山野井司
学校統合推進課長 増田武章
学校運営課長 村上隆章
学校施設計画課長 照井美奈子
教育指導課長 田中浩
教育支援課長 酒井宏
統括指導主事 寺尾千英
統括指導主事 古舘秀樹
生涯学習課長 馬場和昭
八雲中央図書館長 石松千明

4 傍聴者 2名

5 議題

- (1) いじめによる重大事態（疑い）発生時の流れについて
- (2) 平成30年度行財政運営基本方針について
- (3) その他

6 会議の結果及び主要な発言
別紙のとおり。

(午前9時30分開会)

○区長 それでは、定刻となりましたので、これより平成29年度第2
回目黒区総合教育会議を開会いたします。

 本日傍聴の申請がありました。この会議は公開することになって
おりますので、許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員同意)

○区長 それでは、傍聴の方、入室をお願いいたします。

○区長 それでは、座ったまま恐縮ですが会議に入る前に私からご挨拶
申し上げたいと思います。

 まず、委員各位におかれましては、大変お足元の悪い中、また
それぞれ公務が大変お忙しい中をご出席いただいたことに、まず、
お礼を申し上げたいと思います。

 先般の第3回区議会定例会最終日、9月29日ですけれども、
木村肇前教育委員が9月30日付けで任期満了ということになり
まして、その後任に櫻井道雄委員について議会に選任同意をいた
だき、10月1日付けで教育委員にご就任をいただいたところで
ございます。

 櫻井委員は、三田一丁目の厚生中央病院の院長という要職に就
かれております。また、包括ケアシステムを進める目黒区在宅療
養推進協議会の会長という、これも要職を担っていただいている
ところでございます。私としては、木村前委員もドクターでござ
いますが、引き続きドクターという立場で、次代を担う青少年の
心身の健全育成の視点で、ご発言をどうぞよろしくお願い申し上
げたいと思います。

 きょうの会議についてですけれども、ご案内のとおり、いじめ
防止対策推進条例が施行され、その中で、私ども区長部局、それ
から教育委員会に、それぞれ組織体を設けるということが義務づ
けられておりまして、その組織体については、前回の7月18日
の会議で、情報交換し、情報共有したところでありまして、そう
いったことを踏まえて、きょうは、あつてはならないことですが、
いじめによる重大な事態が生じた場合の対応について、意見交換

ができればと思っておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をよろしく願います。

櫻井委員の自己紹介を、願います。

○委員 新たに目黒区の教育委員会委員に加えさせていただきました櫻井です。これからも皆様のご指導を仰ぎながら、いろいろな問題について検討してまいります。皆様のお役に立てるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○区長 それでは、事務局から連絡を願います。

○事務局 本日、総務課長が所用により欠席させていただいております。よろしく願います。

○区長 事務連絡を終わります。

(議題(1) いじめによる重大事態(疑い)発生時の流れについて)

まず最初に、いじめによる重大事態(疑い)発生時の流れについてを議題といたします。事務局から説明願います。

○説明者 (資料により説明)

○区長 事務局からの説明を終わります。

それでは、ただいまの説明に関しまして、それぞれ委員からご発言、ご質疑等をいただければと思います。

○委員 今の説明で、かなりの部分は、理解したのですが、やはり先に進める上で、高いハードルがあるのではないかと感じております。

一つは、今後の課題の中に明確に書かれているのですが、迅速かつ適切に対応できるように、より具体的なマニュアルを作成する。これは私も必要だと思っております。ただ、迅速というのは、比較的測りやすいということはあるのですが、適切というのがどこまでが適切なのかというのは、非常に難しい問題が含まれている。それから、より具体的なところも、具体的な中身をどこまで盛り込めばよいのかというような疑問が、当然出てまいります。このマニュアルを作成するという作業は非常に重大な仕事であると思っておりますので、頑張ってください。また、我々自身、教育委員会の委員も、こういった内容について、普段から明確に把握していなければいけない。委員としてどう動けばよいのかということ、教育委員会だけでなく、普段の生活においても意識しなければならないという感じがしておりますので、そういった面でも適切なアドバイスをいただきたいと思います。

ます。これは要望でございます。

以上でございます。

○区長

よろしいでしょうか。

では、お願いいたします。

○委員

今の委員のご発言にもあったように、今、マニュアルをつくるという作業に入っているということで、これはやはり非常に大切な段階であると思います。

そのときに、いかに迅速に適切に、さっきフローチャートで示されていましたがけれども、重大事態が起こった後にどういう流れで行うか、起こった事態に対して何をどういうふうに行っていくかというのがマニュアルの扱うところになると思いますが、マニュアルをつくるときには、過去に起こった事件の対応で、どこがよかったのか、どこがまずかったのかということ参考をされるとうまうまではないかと思えます。

私たちが仕事から、うまくいかなかった事例というのは、今後自分たちが対応するときに、非常に参考になります。うまくいった事例というのももちろん良いのですけれども、うまくいかなかったときの、何がいけなかったかということ进行分析されて、そのときに、こうすればもっと違う結果になったのではないかということきちんと共通認識されると良いと思えます。

こういう事件というのは初動のときに失敗すると、最後までうまくいかないものです。どんな事件でも、何か事故が起こったときに、最初の対応が悪いと、それが不信感を招き疑心暗鬼につながり、何をやってもうまくいかないということで、一番最初のボタンの掛け違えが起こらないように、初動のときが一番大切だということぜひ共通認識されて、過去のうまくいかなかった事例などもよく参考にされて、マニュアルの作成に当たっていただくとよろしいのではないかと思いました。

以上です。

○説明者

今、委員からご指摘いただいたことは、非常に大切だと思っております。やはり一番最初、どう動くかというのが大切だと考えておりますので、そこはしっかりとマニュアルも作って対応していきたいと考えております。

以上です。

○区長

ありがとうございました。

続きまして、よろしくお願いいたします。

○委員

このいじめによる重大事態というのは、起こらないことが一番良いわけで、起こった場合、疑いも含めて、この流れに関しては本当によく詰められていて、マニュアルも今後作成していただけるということで、先ほど2人の委員がおっしゃったとおりに、ぜひ迅速に、誠実に、保護者の気持ちに寄り添う、子どもの気持ちに寄り添うというところに重きを置いて、対応していただければ良いと思います。そこをお願いしたいと思います。

あとは未然に防ぐというところが、やはり一番のポイントだと思います。無記名のアンケートなどを小中学校もとっていると思いますが、10月12日付のニュースで、長野県で、LINEによるいじめ相談「ひとりで悩まないで@長野」をLINEで開設したところ、2週間で電話相談の1年分以上を上回るような相談があった。それはいじめにかかわることだけではなくて、恋愛の悩みでもいいし、いろいろなことなのだけれども、やはりこれからの時代、LINEがいじめのきっかけになっているというところも否めないのですけれども、未然に防ぐというところのツールとして、今後、SNSをどうやって使っていくか考える必要がある。小学生は無記名のアンケートで比較的素直に記入すると思うのですけれども、中学生になると、無記名であってもなかなかしないし、もしかしたら記入しない。私も中学生の子どもを持っています。そこまで素直に自分の心を見せてはくれないので、意外と他人のほうが、LINEのほうがというところは、もしかしたらあるのかもしれないと思います。そのあたりで今後いじめを未然に防いでいくに当たって、どうやって子どもたちの声を拾っていくかということも考えていただきたいと思います。

ちょっと話がずれてしまうのですけれども、重大事態に関しては、マニュアルと迅速と誠実な対応をお願いしたいと思いますが、未然というところで少し要望をお願いいたしました。

以上です。

○説明者

ご指摘のSNSの活用については、課題意識を持っております。今、中学生の約7割がスマートフォンを持ち、3割が持っていないという状況の中で、どう子どもたちに対応していくかということも大きな課題かと思っておりますので、この実態を踏まえてどのようなことができるか、今後の課題として検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○区長

続きまして、お願いいたします。

○委員 この重大事態と扱った事例の中に、殴られて歯が折れたということがあるのですけれども、恐らくこれは外傷が加わったときには、重大事態の発生というふうに捉えているのだと思うのですけれども、先ほどの説明では、外傷がなくても警察のほうで対応したという話があったり、また、転校というのが解決策の一つに挙げられているようなのですけれども、私が思うのには、やはりこの2つに共通なのは、学校の解決能力を高めるということ、これが大前提になれば、この2つは成り立たないと思うのです。

目黒区では、東京都の中ではいじめが非常に少ないと記載されていて、学校の中での解決能力というのは、非常に高いものだと思うのですけれども、さらにいろいろなマニュアルがつけられたり、フローがつけられたりして、これをうまく運用することが非常に大切だと思っています。一番大切なのは、やはり学校の中での皆さんの協力というか、解決していくという姿勢が非常に重要だと思いますので、ぜひこれからも頑張ってくださいと思います。

○区長 そういう要望でございますので、よろしくお願いたします。

○教育長 ただいま4名の各教育委員の皆様からご意見、ご要望が出されましたけれども、それぞれの射たご示唆をいただいたと思っております。私からも、最後、意見・要望ということで申し上げますけれども、まず、今回、いじめに関する条例を制定し、具体的な対処方法や組織体制が整備されたということは大きな前進であり、また会議体も始まり、具体的な論議がなされ、会議録を見ますと、かなり突っ込んで議論している部分もあるということで、大変心強く思っているところであります。

さらに、今後は課題として指摘もしておられるように、私ども教育委員会としても、マニュアルの整備の必要性については、これまでも論議してきたところであります。

さて、全国で今、どういう状況にあるかということをお知らせしたいと思いますけれども、これは一部のマスコミの公表なのですけれども、47都道府県知事と、それから20政令市長のアンケート調査結果というのを、この8月に報告しております、いじめの重大事態のおそれがある、あるいは重大事態と認知した件数というのは、約7割あるという公表がなされております。この数字をどう捉えるかというのはありますけれども、私としては、非常に大きな数字だと思う一方、もっとほかにもあるのではないかと

という懸念もあります。

こういったことを前提に、さらに今後、具体的な取り組みを進めていく必要があると思いますけれども、例えばリスクマネジメントの観点からいいますと、やはりマニュアルづくりが急務かと思っております。そして、そのマニュアルをつくる際のポイントというのは幾つかあるわけですが、私は、きょうはあえて大きく3点に分けて申し上げたいと思います。まず第1点目は、委員からもご指摘いただいたように、重大事態に対する初動対応、これを第一に挙げたいというふうに思います。

この初動対応といいますのは、いじめの未然防止の段階から始まるわけでありますが、認知力の向上から始まり、いじめの疑いがあると、学校が調査し始めたころから、本格的に腰を入れていく必要があると思っております。さらに、学校のほうでこれは重大事態と判断した場合には、教育委員会に報告があるわけでありますが、これへの対応、具体的にどう対応していくかということと、今回のこの報告内容から少しはみ出るかもしれませんが、実際に、自殺が先行してしまった場合、これは両方分けてマニュアル化していく必要があると思っております。

実際に、自殺のほうが先行した場合には、これはいじめが原因かどうかはわかりませんが、どう公表していくかということ、あらかじめ文書をつくっておく必要があると思います。

その他、細かいところではこの場では申し上げませんが、その両方に分けてマニュアルを、きちんと初動体制についての整備をしていく必要があると私は思っております。

第2点目は、それに関連しますが、事実の公表であります。具体的には、残念ながら、児童・生徒が自殺という行為を先行してしまった場合、あるいは重大事態があると、最終的に再調査委員会のほうでも判断した場合等の対応ですが、児童・生徒、あるいは保護者、報道機関への迅速かつ適切な対応が必要になってくるわけであります。

例えば自殺が先行した場合には、いじめが原因であるかどうかということについては、その後の検証の問題ということ踏まえた上で、先ほど申しましたとおり、残念ながら、そういう事態に至った場合には、こういうことで、こういう形で、公表していくという文面も含めて用意していく必要があるかと思っております。その場合には、ご遺族の方にはあらかじめご了承くださいということ

もちろんでありますけれども、そういった、より実務的な、具体的な内容を盛り込んでいく必要があると思っております。

それから、記者会見ということもかかわってくるわけですが、ありますけれども、基本的には、区の広報課が窓口になります。具体的に誰が記者会見を行うのか。どのような場合に記者会見を行うのか。そういったことも決めておく必要があると思っております。

また、マスコミ対応については、広報課ということで今、申し上げましたけれども、やはり問い合わせは各学校にも参りますし、教育委員会にも参ります。その場合には、各学校、それから教育委員会に、それぞれ管理職1人を決めておいて、話が分散しないように、あらかじめそう決めておくということが第2点目の事実の公表の関係かと思えます。

第3点目につきましては、いじめが原因かどうかの調査の進め方、具体的にどう進めていくのかということとあわせて、児童・生徒の心のケアということも踏まえていく必要があると思えます。それについても、できる限り文書化し、推敲に推敲を重ねながら、シミュレーションをしていきながら、さらに精度を高めていく。いきなり最初から良いものはなかなかできないと思えますので、いろいろな観点から、いろいろな方々のご意見をいただきながら、精査をしていただければと思っております。

近隣の自治体では、つい最近の事例でございますけれども、「本市ではいじめによる重大事態の発生はない」と、自殺された行為に対しての結論を教育委員会として出されたわけですが、後に撤回をするということがございました。これはつい最近の事例でございますけれども、これも先ほど委員がおっしゃられたように、こういった事例から我々目黒区教育委員会、あるいは目黒区全体として何を学ぶかということが、非常に重要になってくると思っております。

いずれにいたしましても、そういったものについてこれから一歩一歩着実に取り組みを進めていく必要があると思っております。

最後に、やはり一番重要なのは、各委員もおっしゃっておられましたけれども、何といたってもいじめの発生源である認知力の向上が、これが何よりも重要なわけで、いじめの件数が増えていくということが、我々にとっての使命だと、それぐらいに思っています。取り組んでいただきたいと思います。

長くなりましたけれども、私からは以上でございます。

○区長

それでは、私からも質疑2点と要望1点申し上げたいと思います。

たまたま昨日の朝日新聞に、福井県池田町の中学2年生の自殺の記事が大きく出ています。今日の朝日新聞では、母親の話で「教師のいじめ」と出ているのです。一般的には、いじめというのは、児童・生徒のいじめというのが一般的な概念で、多分このフローもつくられていると思うのですが、まず一つ、児童・生徒を守る立場の先生がいじめたということで、非常に重い事件だと感じています。先生がいじめの当事者だった場合のフローというのは変わらないのかということが一つです。

それから、もう一つが、このテーマと若干それるのですが、教師のいじめについての研修等というのは、本区ではどのようになっているのでしょうか。ものすごく叱責をして、ほかの子どもがとても聞くに耐えられないような大きな声でどなっていたことが、昨日の新聞には出ているのですが、そこはどういうふうになっているのかというのが2点目です。

それから、要望ですけれども、東京都教育委員会への報告とかプレス発表ですけれども、本区では議会対応がないと表に出せないの、ここの迅速な対応が必要だと思います。これは議会運営委員会も含めて、議会への情報については、これもマニュアル化されていますので、きちんとあわせて把握しておかないと、プレス発表もできないですし、先ほどからの、早い対応ということになると、議会に早い対応をしないと進まないということなので、ここはぜひきちんとした対応を、私から要望したいと思います。

以上です。

○説明者

2点のご質問、まず1点目の教員がいじめをした場合の自殺に至った場合のフローについてですけれども、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4第1項第2号、先ほどの別紙2の括弧の中に記載した「生命又は身体に現に被害が生じ」という部分でございますので、いじめとは別に総合教育会議で論議する対象にもなり得るかと思っております。

ほかにも例えば通学路で交通事故が発生した場合の再発防止に向けた協議ですとか、あるいは災害発生で校舎の倒壊などの被害で子どもたちの心身の安全が確保できない場合の措置ですとか、犯罪が多発して、図書館や社会教育館、こういったところでも職

員や一般利用の方の生命及び身体に被害が生じる場合、総合教育会議で共通理解するというようなこともあり得るかと捉えてございます。これが第1点目です。

それから2点目。教員の生徒に対するいじめ、これは本当に、ご指摘のとおり、あつてはならないものでございます。本区では、体罰根絶マニュアルの中で、不適切な発言、これも含めて行わないように、教員には示しております。あわせてこういった体罰ですとか不適切な発言ではなく、対話による指導、これを心がけるような取り組みをし、これは毎年、確実に確認しているところでございます。

以上でございます。

○説明者 今の点に補足ですけれども、教員のいじめに近いような、体罰も含めてそうなのですけれども、そのような場合には、教育委員会が直接保護者からの訴えを受けとめる形になっておりますので、その場合は、保護者からの訴えを受けて、教育委員会が動くという形になると思います。学校に対する不信というのが根っこに出てきてしまうと思いますので、そういった場合は、教育委員会が直接動くということでございます。

それから、区長の要望でございますけれども、議会対応については、迅速にやっていきたいと考えておりますので、そういう事態が起こらないようにするのが大事ですけれども、そのような対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○区長 一巡しましたけれども、よろしいでしょうか。

それではさまざまご質疑もありました。また、意見・要望もありましたので、こういったことを踏まえて、あつてはならないことですが、重大事態事案についてはしっかりとした対応をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(議題(2) 平成30年度行財政運営基本方針について)

○区長 続きまして、平成30年度行財政運営基本方針についての情報提供を受けます。

○説明者 (資料により説明)

○区長 それでは、ただいまの行財政運営基本方針につきまして、何かご質問、ご意見等、いかがでしょうか。

私から。6ページのふるさと納税の話を書かせていただいたのですが、今、目黒区が28年度で大体6億円、今年度で12億円、本来入るべき税が、ほかの自治体に行っているということになっております。私ども、待機児童対策でこれから5年間ぐらいで、一般財源で、大体150億円から160億円ぐらい財源が必要だという中で、23区は、地方交付税の不交付団体でもありまして、直撃を今、受けている状態ですので、重要な課題だと認識しております。

昨日から区民と区長のまちづくり懇談会という、地域の皆さんにお話をする機会が始まっていますが、この制度は法として存在していますので、ふるさと納税をやめてくださいとはなかなか言いづらい話なので、実際、こういうふうに影響が出ていますというお話を申し上げているところです。

ふるさと納税というのは区民の方は制度の対象外になってしまうので、外に向かって、目黒区の魅力を発揮して、ぜひ目黒にふるさと納税をしてほしいということを、積極的に訴えていかなければいけないのです。例えば金沢市に行って、金沢市の市長さんの前でふるさと納税してくださいというと、金沢市の税収が目黒区に来てしまうので、非常に話しづらい場面が多いのです。私どもは積極的に区外に働きかけるのと同時に、そもそも非常にゆがんだ状況になっていて、本来頑張っている自治体、魅力のある自治体があるのですが、ほとんど数字的には出ていないのです。

例えば東北なんか一番頑張っているところには、ほとんどふるさと納税が行っていないというのはデータで出ていまして、黒毛和牛と焼酎、生魚に集中しています。うちはそういうものが全部ありませんので、非常に苦勞もしています。文章では本当にふるさと納税という一言だけなのですが、そういう背景があるということをお話しさせていただいております。どうぞ委員各位におかれましては、ふるさと納税をやめてくださいとは言いづらいので、そういう結果になるということをお頭のなかに入れていただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、情報提供を終わります。

- (議題(3) その他)
○区長 次に、その他に入ります。

事務局から何かありますか。

○事務局

特にございません。

○区長

事務局からは特にないということであります。また皆さんから何かご意見、ご要望等ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日用意させていただきました議題については全て議了させていただきました。

次回の開催でございますけれども、今のところ、予定はしてございませんが、状況によって、また、開催させていただくということになります。その際には、文書をもってまたお知らせさせていただきますということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで会を閉じます。どうもありがとうございました。

(午前10時16分閉会)